

8月25日（水）



# 令和3年8月25日（水曜日）

午前10時0分開会

## 出席議員（38名）

- |     |       |                 |
|-----|-------|-----------------|
| 1番  | 有岡浩一  | （郷中の会）          |
| 2番  | 坂本康郎  | （公明党宮崎県議団）      |
| 3番  | 来住一人  | （日本共産党宮崎県議会議員団） |
| 5番  | 武田浩一  | （宮崎県議会自由民主党）    |
| 6番  | 山下寿   | （同）             |
| 7番  | 窪菌辰也  | （同）             |
| 8番  | 脇谷のりこ | （同）             |
| 9番  | 佐藤雅洋  | （同）             |
| 10番 | 安田厚生  | （同）             |
| 11番 | 内田理佐  | （同）             |
| 12番 | 日高利夫  | （同）             |
| 13番 | 中野一則  | （同）             |
| 14番 | 冨師博規  | （無所属の会 チームむか）   |
| 15番 | 重松幸次郎 | （公明党宮崎県議団）      |
| 16番 | 前屋敷恵美 | （日本共産党宮崎県議会議員団） |
| 17番 | 渡辺創   | （県民連合宮崎）        |
| 18番 | 岩切達哉  | （同）             |
| 19番 | 井本英雄  | （宮崎県議会自由民主党）    |
| 20番 | 横田照夫  | （同）             |
| 21番 | 外山衛   | （同）             |
| 22番 | 山下博三  | （同）             |
| 23番 | 右松隆央  | （同）             |
| 24番 | 西村賢   | （同）             |
| 25番 | 二見康之  | （同）             |
| 26番 | 日高陽一  | （同）             |
| 27番 | 井上紀代子 | （県民の声）          |
| 28番 | 河野哲也  | （公明党宮崎県議団）      |
| 29番 | 田口雄二  | （県民連合宮崎）        |
| 30番 | 満行潤一  | （同）             |
| 31番 | 太田清海  | （同）             |
| 32番 | 坂口博美  | （宮崎県議会自由民主党）    |
| 33番 | 野崎幸士  | （同）             |
| 34番 | 徳重忠夫  | （同）             |
| 35番 | 日高博之  | （同）             |
| 36番 | 星原透   | （同）             |
| 37番 | 蓬原正三  | （同）             |
| 38番 | 丸山裕次郎 | （同）             |
| 39番 | 濱砂守   | （同）             |

## 地方自治法第121条による出席者

- |          |       |
|----------|-------|
| 知事       | 河野俊嗣  |
| 副知事      | 日隈俊郎  |
| 副知事      | 永山寛理  |
| 総合政策部長   | 松浦直康  |
| 政策調整監    | 渡辺善敬  |
| 総務部長     | 吉村久人  |
| 危機管理統括監  | 小田光男  |
| 福祉保健部長   | 重黒木清  |
| 環境森林部長   | 河野譲二  |
| 商工観光労働部長 | 横山浩文  |
| 農政水産部長   | 牛谷良夫  |
| 県土整備部長   | 西田員敏  |
| 会計管理者    | 横山幸子  |
| 企業局長     | 井手義哉  |
| 病院局長     | 桑山秀彦  |
| 財政課長     | 石田渉   |
| 教育長      | 黒木淳一郎 |
| 公安委員長    | 島津久友  |
| 警察本部長    | 佐藤隆司  |
| 代表監査委員   | 緒方文彦  |
| 人事委員長    | 濱砂公一  |

## 事務局職員出席者

- |          |      |
|----------|------|
| 事務局局長    | 酒匂重久 |
| 事務局次長    | 日高民子 |
| 議事課長     | 児玉洋一 |
| 政策調査課長   | 鬼川真治 |
| 政策調査課長補佐 | 山崎孝明 |
| 議事担当主幹   | 佐藤亮子 |
| 議事課主査    | 内田祥太 |
| 議事課主事    | 山本聡  |

---

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和3年8月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、井本英雄議員、満行潤一議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本臨時会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る8月23日の議会運営委員会において、本日招集されました、令和3年8月臨時会の会期日程等について協議いたしました。

本臨時会に提案されます知事提出議案は、一般会計補正予算1件、及び専決処分に係る報告承認3件であります。

議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査いたしました結果、会期につきましては、本日1日とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本臨時会は、まず、議案の上程、知事の提案理由説明、及び所管常任委員会への議案の付託が行われます。

ここで本会議を一旦休憩し、休憩中に常任委員会を開催した後、本会議を再開し、付託された議案についての常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

議員各位におかれましては、円滑かつ充実した議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日1日とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号、及び報告第1号から第3号まで上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号、及び報告第1号から第3号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和3年8月県議会臨時会の開会に当たり、県議会の皆様におかれましては、臨時会の開催につきまして格別の御配慮をいただき、厚くお

礼を申し上げます。

ただいま提案いたしました議案に関する御説明に先立ち、まず、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況について御報告申し上げます。

昨日、県内において確認された新規感染者は、これまでで最も多かった8月20日の158名に次いで、過去2番目に多い136名となりました。東京都をはじめとする全ての都道府県において感染爆発というべき状況が続いており、先週は全国で1日に2万5,000人を超える新規感染者が確認されています。

特に、九州・沖縄各県では、全国に比べて感染者が急増しており、直近1週間の10万人当たりの感染者数は、長崎県以外の7県が全国の上位に位置しており、極めて厳しい状況に置かれています。

私たちが直面するこの第5波は、現時点において、全国的にも、また本県においても、いまだピークアウトが見通せず、新型コロナウイルスという感染症の性質上、当面の間、全国的な蔓延が続く可能性が高いものと考えております。本県は今、いわば災害に直面しているとの厳しい認識の下、時々刻々、応急対策に当たっているところであります。

県内における感染爆発を何としても早期に抑え込む、県民の命を守る地域の医療提供体制を維持する、感染者が安心して療養できる環境を整備する、これらが現下の第一義的な対応方針であります。

第5波は、昨年来、経験してまいりました第1波から第4波までとは大きく様相を異にしております。すなわち、極めて強い感染力を持つとされるデルタ株が全国に広がり、本県においてもほぼ置き換わっていること、全国的にかつ

て経験したことの少ないような規模で感染が蔓延していることの2点がその要因であります。

以下、第5波に係るこの間の対策について、経緯と対策の考え方を御説明申し上げます。

7月12日、東京都に4度目となる特措法に基づく緊急事態宣言が発令されました。首都圏を中心にリバウンドの傾向が見られたことから、人の移動が多くなる夏休み期間中における県内の感染拡大を抑えるため、7月19日から8月31日を「感染拡大防止強化月間」とし、県民の皆様に対し、県外との不要不急の往来自粛を要請するとともに、県外の方々に対し、帰省を含めて本県への不要不急の来県自粛を要請しました。

また、7月には、県境往来に係る水際対策の実効性を高めるため、県独自の取組として、空港や鉄道、高速バス等の利用者を対象とするPCR検査サポート事業を開始しております。本事業につきまして、お盆の時期に多くの申込みが集中したことから、一部、検査キット配送の遅延等により、利用者の皆様に大変御迷惑をおかけし、申し訳なく思っております。現在、多くの利用に対応できるよう、体制を強化して取り組んでおり、新たな遅延等は発生しておりませんが、今後とも、県民の皆様が安心して御利用いただけるよう、体制をさらに整えてまいります。

県内の感染状況につきましては、7月21日に宮崎市で、27日には西都市において、それぞれクラスターが確認され、両市を含むそれぞれの圏域の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が10人相当となったことから、7月30日、宮崎市、西都市、高鍋町、新富町及び川南町を「感染警戒区域（オレンジ区域）」に指定し、当該地域の県民にさらなる警戒を呼びかけ

ました。

8月に入り、主として県外由来の感染が拡大する中で、県全体の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が13.0人となり、国の分科会が示すステージ3の目安である15人に近づきつつあったため、第4波までの対応より一步も二歩も早めの対策を講ずるべく、8月4日に県下全域を対象として、県の対応方針に定めるレベル3「感染拡大緊急警報」を発令しました。また、感染状況の厳しい宮崎・東諸県圏域及び西都・児湯圏域を「感染急増圏域（赤圏域）」、両圏域以外の県下全市町村を「感染警戒区域（オレンジ区域）」にそれぞれ指定しました。

翌5日、宮崎市において飲食店関係を含む3つのクラスターが相次いで確認され、飲食・会食の場面等を通じた感染が急拡大しかねない状況にあることを踏まえ、感染拡大の急所を押さえるべく、宮崎市の飲食店等に対し、8月6日から24日までの営業時間の短縮を要請しました。

しかしながら、全国的に過去最悪の感染爆発が続く中で、宮崎市を中心に、県内においても感染者が増加し、8月10日、県全体の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が23.6人まで上昇し、国の分科会が示すステージ4の目安である25人に近づくとともに、県内の多くの圏域でステージ3の目安である15人を超える状況に至りました。このため、8月11日、県感染症対策協議会を開催し、専門家の御意見を伺った上で、市町村長との協議を経て、県対策本部会議において県独自の緊急事態宣言の発令を決定しました。

この判断に当たりましては、第1に、全国のように感染者が爆発的に増加すれば、入院患者

が急増し、脆弱な本県の医療提供体制の逼迫が懸念されること、第2に、全国的な感染爆発の状況にピークアウトの兆しが見えないこと、第3に、県内においても従来株の約2倍と言われる、感染力の極めて強いデルタ株への急速な置き換わりが進んでいること、第4に、本格的なお盆休みで人流がさらに増加することが見込まれ、県内での感染爆発のリスクが非常に大きいことなどの点を考慮し、今こそ最大限のブレーキを踏む必要があると考え、3度目となる県独自の緊急事態宣言の発令という重い決断を行ったところであります。

あわせて、13日には、第4波のピークを超える63名の新規感染者が確認されるとともに、新たに高鍋町で飲食店におけるクラスターが確認され、全県的に飲食店関係の感染例が増加したことから、飲食店等への営業時間短縮要請を14日から県内全市町村に拡大することとしました。

県民の皆様、県内事業者の皆様には、数次にわたる県の緊急事態宣言により、大変な御不便をおかけしておりますこと、不自由な生活をお願いしておりますこと、また、感染の収束がなかなか見通せないことについて、私自身、知事として、誠に心苦しく思い、重く受け止めております。今後とも、状況を客観的に分析し、適時的確な対策を講じながら、分かりやすく丁寧な説明に努め、県民の皆様の御理解と御協力をいただき、早期の鎮静化を目指してまいります。

8月16日以降、宮崎市を中心にクラスターが続発し、感染の急拡大に歯止めがかからず、17日には111名の新規感染者が確認されました。

こうした状況を踏まえ、翌18日、私から新型コロナウイルス感染症対策担当大臣である西村

大臣に直接電話を入れ、感染状況が特に厳しい宮崎市及び日向市を想定し、国に「まん延防止等重点措置」の本県への適用を正式に要請したところであります。これは、県内の新規感染者数が2日続けて100名を超えるとともに、積極的疫学調査以外の一般医療機関による検査、いわゆる保険適用検査での陽性判明数が高止まりし、県内において感染爆発が続いている状況を踏まえ、感染の早期鎮静化に向け、人流のさらなる抑制を図るため、より強い対策を講じる必要があると判断したものであります。

あわせて、今後も県内全域にわたって厳しい感染状況が予想されることなどを踏まえ、市町村長と協議の上、飲食店等に対する営業時間短縮要請の期限を8月31日まで延長しました。

まん延防止等重点措置につきましては、昨夜、西村担当大臣から直接私に電話で連絡があり、国が当該措置を本県に適用する方針であることについて事前に説明をいただきました。期間は8月27日から9月12日までとなる見込みであります。本日にも本県への適用が正式に決定される見通しとなっておりますが、正式に決定され次第、専門家や市町村長との協議・意見交換など必要な手続を速やかに進めるとともに、早急に対策を講じてまいります。

次に、本県の病床や宿泊療養施設、自宅療養の方への対応等の状況であります。

県内における感染者の状況は、昨日時点で、入院124名、宿泊療養施設での療養178名、自宅での療養454名と、いずれも過去最多となっております。うち重症者は3名となっております。

コロナ対応病床としては、現在、307床を確保しておりますが、効率的・効果的な運用を図るとともに、県医師会等と連携し、さらに病床の拡大を図ってまいります。

ホテル等を貸し切った宿泊療養施設は、現在、450室を確保しており、入院までに至らない患者の方に入所いただいております。これらの宿泊療養施設では、看護師が常駐し対応に当たっているほか、市町職員及び県職員がシフトを組んで運営しております。

自宅療養の方々に対しましては、食料品・生活用品を詰め合わせた支援セットを配付するとともに、看護師等による健康観察などを毎日行う態勢を整えております。また、宿泊療養施設の療養者や自宅療養者が体調の悪化等により診療が必要となった場合に、速やかに外来診療として受け入れていただく医療機関を確保しております。

なお、宿泊療養施設につきましては、災害派遣医療チーム、いわゆるDMATの医師による健康観察体制を取っております。

そのほか、宮崎市保健所に対する医師、保健師及び看護師の派遣等により、宮崎市の体制強化を支援するとともに、県内の各保健所の体制の強化に努めております。

日々感染リスクと向き合いながら、県民の命を守るという強い使命感の下、最前線の現場で対応いただいている医療従事者をはじめとした全ての関係者の皆様に対し、改めて、心より感謝と敬意を表します。

感染収束の切り札となり得るワクチンに関しましては、8月22日時点において、接種対象者である12歳以上の県民のうち、半数以上が1回目の接種を済ませております。

また、65歳以上の高齢者については、8割以上の方々2回目の接種を完了しており、このことにより、第5波における高齢者の感染者が低く抑えられ、重症化を防ぐことができているものと考えております。

10月初旬までには、対象者の約85%が2回接種できる量のワクチンが配分される予定でありますので、市町村と緊密に連携し、ワクチン接種の11月末完了を目指してまいります。

県としましては、引き続き市町村を支援しながら、一般接種における優先接種対象者に位置づけられた警察官や教職員、中小企業の方々などを対象に、大規模集団接種を県内3か所で実施しているところであり、9月11日からは一般県民も対象に加えることとしております。接種を希望する全ての県民の皆様が円滑に接種が受けられるよう、ワクチン接種の加速化に取り組んでまいります。

現在、全国的にも、また本県においても、第5波の収束が見通せない中、今後も感染の高止まりが続くと、医療提供体制が逼迫し、一般医療との両立が困難となり、救える命が救えなくなるような状況が現実味を帯びてくるとの強い危機感を抱いております。そのような事態は、何としても引き起こしてはなりません。昨日、河野雅行県医師会長と共同で会見し、本県の医療を取り巻く厳しい状況について説明するとともに、「いのちを守るための緊急メッセージ」を発出しました。県としましては、急増するコロナ患者の入院・療養体制を適切に確保するため、医療提供体制のさらなる充実に向けて、引き続き全力を尽くしてまいります。

この第5波に入りまして、これまでにコロナに感染された方が2名お亡くなりになっております。御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。

全国的な爆発的感染拡大が続く中で、何としても本県の感染急拡大を防いでまいりたい、そのような思いで、より強い対策を早め早めに講

じてまいりましたが、第5波に入りまして、1,000数百人を超す多くの感染者が生じております。改めて、知事として、このことを重く受け止めております。現在、大きな効果が見込まれますワクチン接種が進んでいるところであります。これを加速化することによりまして、この第5波を最後の大きな感染の波として、しっかりとこれを乗り越えてまいりたい、早期に鎮静化を図ってまいりたい、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げながら、早く我々宮崎県民の日常生活を取り戻してまいりたい、そのような不退転の決意で今後とも取り組んでまいります。

早期の収束に向け、今後とも、県議会をはじめとする県民の皆様のご御理解と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

それでは、一般会計補正予算案に計上しております事業の概要を御説明申し上げます。

補正額は、一般会計86億2,407万8,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,627億1,367万6,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金86億2,407万8,000円であります。

歳入財源である国庫支出金86億円余は、国の地方創生臨時交付金のうち、協力要請推進枠や事業者支援分等を活用しております。

なお、地方創生臨時交付金につきましては、国において、都道府県と市町村に事業者支援分として3,000億円を新たに配分することが決定されました。全国的に感染拡大が続く中、知事として、また全国知事会地方税財政常任委員会委員長として、国に対し幾度となく追加配分を求める要請活動を行ってきたところであり、その活動が実を結び、当面のコロナ対策に係る財源を確保できたものと考えております。

今回の補正予算は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置の適用を国へ申請したこと等に伴う経費につきまして、次の2つを措置するものであります。

1つ目は、飲食店等への営業時間短縮要請への協力金及び時短要請に伴い大きな影響を受ける飲食関連事業者等への支援金について措置するものであります。

2つ目は、国のまん延防止等重点措置が適用された場合の対応として、大型商業施設などの大規模集客施設等への営業時間短縮要請への協力金、酒類提供の終日自粛により大きな影響を受ける酒類販売事業者等への支援金等について措置するものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについての3件であります。

令和3年度宮崎県一般会計補正予算第9号から第11号までは、新型コロナウイルス対策に関する県独自の緊急事態宣言等に係る経費についての専決報告であります。早急に対応するため、専決処分を行ったものであります。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

---

◎ 議案第1号、及び報告第1号から第3号まで委員会付託

○中野一則議長 議案第1号、及び報告第1号から第3号までの各号議案に対する質疑の通告はありません。

各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

ここで、常任委員会開催のため、暫時休憩い

たします。

午前10時23分休憩

---

午後4時0分再開

◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、及び報告第1号から第3号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の概要について申し上げます。

令和3年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

まず、議案第1号に係る補正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置の適用を国へ要請したこと等に伴い必要となる経費について措置するもので、86億2,400万円余の増額となっており、歳入財源は、全額国庫支出金であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,627億1,300万円余となります。

この補正予算について委員より、「ワクチン接種後の感染状況の推移や、事業者の経営状況等を丁寧に分析した上で、先を見越した対策の検討をお願いしたい」との意見や、「状況に応じて市町村ごとではなく、地域もしくは県全体で一律の対応を行うなど、できる限り不公平感

のない対応をお願いしたい」との要望がありました。

県内における新型コロナウイルス感染症の第5波については、これまでにない感染の広がりを見せており、県独自の緊急事態宣言の発令に加えて、国に対してまん延防止等重点措置の適用を申請するなど、未曾有の危機に直面しています。

当委員会といたしましては、県民に対する経済活動等の自粛をより一層求めるためにも、より丁寧に、正確な情報発信に努めていただくとともに、効果的な支援策を迅速かつ的確に実行していただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、日高利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置の適用を国へ要請したことに伴う、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に関するもので、一般会計で84億7,100万円余の増額となります。

その内訳は、飲食店等に加え、新たに大規模集客施設への営業時間短縮要請を行うことに伴

う協力金を支給するための経費を措置するものであり、補正後の一般会計の予算額は1,553億2,000万円余となります。

このうち、改善事業「感染症対策休業要請等協力金事業」についてであります。

このことについて委員より、「今回、まん延防止等重点措置が適用されることによって、これまでとどのような点が違ってくるのか」との質疑があり、当局より、「知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新型コロナのまん延防止に係る措置を講ずることができ、命令に違反した場合には、20万円以下の過料を科すことができることとなります」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「今回、罰則があることについては、しっかりと周知をしていただきたい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、今、直面している第5波については、これまでの第1波から第4波までとは大きく異なるものであり、これまでよりもさらに強い対策が必要な状況にあることから、まん延防止等重点措置の適用により営業時間短縮要請に罰則があることも含め、協力金事業については早急かつ十分な周知を図り、事業者間における不公平感が生じないように、市町村と連携して巡回による監視を強化するなど対応をしっかりと行っていただきますよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の概要について申し上げます。

商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、飲食店等への営業時間短縮要請の延長や、まん延防止等重点措置の適用を国へ要請したことに伴い、大きな影響を受ける事業者等への支援に要する経費として、一般会計で1億5,200万円余を増額するものであります。この結果、補正後の一般会計の予算額は608億7,000万円余となります。

このうち、飲食関連事業者等緊急支援事業についてであります。

この事業は、飲食店等への営業時間短縮要請に伴い、直接的に大きな影響を受けた飲食関連事業者等を対象に、1事業者当たり月額10万円を支給するもので、これは昨年度より実施しているものであります。

このことについて委員より、「本事業の申請者にはどのような業種の事業者が多いのか、把握されているか」との質疑があり、当局より、「個人タクシーや個人事業主に当たる接客を伴う飲食店で働く方などからの申請が多い」との答弁がありました。

また、別の委員より、「申請漏れがないように、事業の周知に努めてもらいたい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、疲弊している飲食関連事業者等を下支えするため、これまでの支援策の効果をしっかり分析するとともに、国の交付金を有効に活用していただくよう強く要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

---

◎ 議案第1号、及び報告第1号から第3号まで採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

議案第1号、及び報告第1号から第3号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。

よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決または承認されました。

---

◎ 閉 会

○中野一則議長 以上で、本臨時会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年8月臨時会を閉会いたします。

午後4時10分閉会

